

原子力規制委員会設置法案の強行採決に抗議する（声明）

原子力規制委員会設置法案が6月20日の参議院本会議で、民主、自民、公明三党などの賛成で強行採決されました。そもそも原子力規制機関の設置は、福島原発事故の教訓から国民の生命と健康保全を目的に参考人陳述などを含め慎重な審議が求められていたものです。しかし衆院では15日に提出された当日、そして参院はわずか2日間の審議で、いずれも参考人質疑もないまま採決されました。しかも運転期間を原則40年とし最長60年まで延長可能と記したのは安全より企業利益を優先するものです。再稼働を急ぐ関電大飯原発の運転開始は1979年3月、すでに33年余を経過していて、採決は再稼働に向けての条件づくりを急いだことに他なりません。

さらに大きな問題は、何の説明もなく設置法第1条の設置目的に「我が国の安全保障に資する」との文言が盛り込まれたことです。附則第11条では原子力基本法の一部改正が加えられ、同法「基本方針」（第2条）が定める原子力利用の安全確保の中に「我が国の安全保障に資する」を含んだ第2条2を追加しました。我が国の原子力政策の憲法ともいえる原子力基本法（1955年成立）では核の軍事転用を許さないため「原子力平和利用三原則」（民主・自主・公開）が貫かれていました。それに「安全保障」を持ち込むことは、実質的な軍事利用に道を開く可能性を否定できません。それだけではなく安全保障を口実に原子力発電の情報を恣意的に非公開にする道を開いてしまいます。このたびの原発事故による重大な結果と照らし合わせて、国民にとって原子力発電所の情報公開は譲ることのできない国民の権利です。

国民の生命と健康を守る保健・医療・福祉・教育・保育に携わる者として、強行採決に抗議するとともに、次期国会において追加文言を削除することを求めるものです。

2012年6月27日

新医協常任理事会